

技能講習助成金交付要綱

平成10年 5月 12日 制定
平成31年 3月 20日 最終改正

(目的)

第1条 この要綱は一般社団法人岡山県トラック協会（以下「協会」という。）会員事業者の従業員が別記の技能講習の資格取得に対し助成することを目的とする。

(助成対象)

第2条 助成の対象は、会員事業者の従業員が前条に掲げる技能講習により資格取得した場合に適用する。

(助成金の金額)

第3条 助成金額は、1名につき4,000円とする。ただし、フォークリフト運転技能講習について、陸上貨物運送事業労働災害防止協会岡山県支部に未加入の会員にあっては、1名につき3,000円とする。

(助成金の請求)

第4条 助成を希望する事業者は、「技能講習助成金申請書」（様式1）（以下「助成金申請書」という。）を協会に提出するものとする。

(助成金申請書の提出期限)

第5条 前条の助成金申請書の提出期限は、当該年度3月25日までとする。

2 上記期限内であっても、予算枠に達した場合は、その時点で助成を打ち切るものとする。

(助成金の交付)

第6条 協会は助成金申請書を受理したときは申請内容を確認し、助成金を交付するものとする。

別記

技能講習名	講習機関
フォークリフト運転技能講習	陸上貨物運送事業労働災害防止協会岡山県支部
車両系建設機械運転技能講習 (整地運搬・積込み用及び掘削用) 玉掛け技能講習 小型移動式クレーン運転技能講習	港湾貨物運送事業労働災害防止協会岡山支部

付則 この規程は平成10年4月1日より施行する。

この規程は平成23年4月1日より施行する。(平成23年5月9日改正)

この規程は平成25年4月1日より施行する。(平成25年3月25日改正)

本要綱は平成30年4月1日より施行する。(平成30年3月27日改正)

本要綱は平成31年4月1日より施行する。(平成31年3月20日改正)